

「産業廃棄物安定型最終処分場の拡張事業に係る
環境影響評価方法書」についての
熊 本 県 知 事 意 見

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

〔大気環境〕

〈大気質〉

- (1) 事業実施区域及びその周辺の窒素酸化物（濃度）は環境基準よりも低く、長期間にわたる工事ではないことから、人の健康及び生活環境が影響を受けるおそれがないことを理由に建設機械の稼働による窒素酸化物を環境影響評価項目として選定していない。しかしながら、「窒素酸化物（濃度）が環境基準よりも低く、長期間にわたる工事ではない」とする具体的な根拠に欠けることから、事業実施区域及びその周辺における現状の窒素酸化物濃度並びに想定される建設機械の稼働台数及び稼働期間を記載し、影響評価項目として窒素酸化物を選定しない理由を説明すること。
- (2) 工事中の環境影響評価項目における影響要因の区分「工事用車両の運行」及び存在供用時の環境影響評価項目における影響要因の区分「廃棄物運搬車両の運行」による環境要素の区分「大気環境－大気質－粉じん等」について、環境影響評価項目として選定していないが、熊本県環境影響評価技術指針では「粉じん等」として、粉じん及びばいじんのほか、自動車の運行に伴い発生する粒子状物質を含めて規定している。当該事業では、工事用車両及び廃棄物運搬車両から排気ガスとして浮遊粒子状物質が排出されることから、この浮遊粒子状物質による周辺地域の環境に及ぼす影響に関する調査、予測及び評価の必要性について検討すること。
- (3) 「粉じん等」の評価の手法については、「回避又は低減に係る評価」のみとし、「基準又は目標との整合性の検討」による評価については記載していないが、「粉じん等」に関する環境基準及び規制基準の設定はないものの何らかの目標を設定することにより評価することは可能であることから、「目標との整合性」による評価についても検討すること。

〈騒音・振動〉

- (1) 振動の調査すべき情報として地盤の状況を把握することとし、その調査の

基本的な手法として文献その他の資料による調査としているが、振動の予測においては、現地地盤の性状把握が重要と考えられることから、現地踏査を行い現地地盤の性状を把握すること。

〈悪臭〉

- (1) 存在供用時の環境影響評価項目において、環境要因の区分「廃棄物の存在・分解」による環境要素の区分「大気環境－悪臭－悪臭」について環境影響評価項目として選定していないが、その理由として「本処分場は、安定型最終処分場であるため、埋立を行う廃棄物に悪臭を発生させるおそれのある分解性有機物(汚泥、紙くず、木くず)を含まないことから、環境影響評価項目として選定しない。」としている。しかしながら、埋め立てる廃棄物にそれらが混入する可能性は否定できないことから、「悪臭」について環境影響評価項目として選定する必要があるか検討すること。必要があると判断された場合には、具体的な根拠とともにその理由を説明すること。

[水環境]

〈流量・水質〉

- (1) 「埋立地の放流地点から亀川までの間に農業用の取水施設はない。」と記載しているが、放流地点の下流域には水田があり、この水田の利水状況が記載されていないことから、当該水田の利用状況を調査すること。その結果、放流先水路の水や地下水等の利用があるのであれば、pH、電気伝導度、窒素及びりんについて測定すること。
- (2) 存在供用時の環境影響評価項目において、影響要因の区分「最終処分場の存在」による環境要素の区分「水環境－水質－水の汚れ」については、「事業実施区域からの浸透水により、放流先水路の水の汚れの程度が変化し、生活環境や水利用が影響を受けるおそれがある」ことから、環境影響評価項目として選定している。しかしながら、事業実施区域からの浸透水による放流先水路の水質への影響の可能性を考えるのであれば、環境要素の区分「水環境－水質－水の濁り」、「水環境－水質－富栄養化」、「水環境－水質－有害物質」及び「水環境－底質－有害物質」についても、調査、予測及び評価を行うことも考えられることから、これらについて環境影響評価項目として選定する必要があるか検討すること。必要があると判断された場合には、具体的な根拠とともにその理由を説明すること。
- (3) 「水の汚れ」の予測・評価に当たっては、埋め立てる廃棄物の種類及び搬

入量、廃棄物溶出水中の COD 濃度等について考察すること。また、本処分場では、底部集排水管やガス抜き管等、本来安定型の処分場では設置義務のない施設が既設設備として存在すること及び覆土が行われることから、既存施設及び覆土材の効果等のデータも参考に「水の汚れ」の予測・評価を行うこと。

- (4) 浸透水については、既存施設における事業者の調査結果があることからその結果を引用するとあるが、引用する浸透水に関する既存の水質調査結果の調査条件が不明である。浸透水の場合、晴天時よりも降雨時に汚濁した水が確認される可能性が高いことから、当該調査結果の引用の妥当性を確認するため、降雨初期からの流量と汚濁物質量について詳細に調査すること。
- (5) 「水の汚れ」及び「水の濁り」において、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量の状況並びに流れの状況に関する調査地点として「事業実施区域の放流地点」を選定しているが、事業実施区域からの浸透水及び雨水は、「放流地点」の下に位置する防災雨水調整池を通過して「放流先水路」に放流されることから、河川への影響の把握のためには、「放流先水路」への放流直前である、防災雨水調整池を通過した後の放流水を調査すること。
- (6) 「水の濁り」の評価の手法については、「回避又は低減に係る評価」のみとし、「基準又は目標との整合性の検討」による評価については記載していないが、「水の濁り」に関する環境基準及び規制基準の設定はないものの何らかの目標を設定することにより評価することは可能であることから、「目標との整合性」による評価についても検討すること。

〈地下水〉

- (1) 地下水の上流と下流地点が同一の水系（帯水層）にあるかを評価する場合や浸透水の地下水への影響を評価する場合等には、ヘキサダイアグラムによる水質の比較が有用である。そのため、地下水の水質の調査、予測及び評価に当たっては、必要なイオン成分を測定し、ヘキサダイアグラムによる水質の比較を行うこと。
- (2) 天草地域における地下水の主たる帯水層は佐伊津層であるが、古第三紀層についても地表付近の風化部や小規模な崖錐性堆積物や断層破碎帯等が高い透水性を持ち、同層中でも小規模には地下水が浸透・流動する可能性があることから、そのことを踏まえて、地下水の水位・流向等の調査、予測及び

評価を進めること。

- (3) 地下水の調査地点として、事業実施区域境界の G-1 及び G-6 を選定しているが、もし、G-4 南西側の尾根を越えて、汚染された地下水が南に流れれば、G-6 より下流での汚染は把握できないことから、事業実施区域南側に隣接する谷への地下水の影響及びこの谷が亀川支流へ合流する位置より下流の水質を把握すること。
- (4) 地下水の水位・流向等の調査の基本的な手法において、地下水の流向の状況把握のための現地調査として「地下水の流向は、携帯型水位計により測定した水位から、地下水位等高線を作成し、地下水位等高線の最大傾斜方向を地下水の流向と考える手法を用いる。」としている。この方法については、一つの連続した帯水層であることを前提として地下水の流向を求めるものであることから、調査地点 G1～G6 における水位が同一の帯水層によるものかどうか十分検討すること。

【土壌に係る環境その他の環境】

〈土壌〉

- (1) 存在供用時の環境影響評価項目において、影響要因の区分「廃棄物の存在・埋立」による環境要素の区分「土壌－土壌－土壌汚染」について環境影響評価項目として選定していないが、その理由として「本処分場は、安定型最終処分場であるため、埋立る廃棄物に土壌汚染を発生させるものは含まれないことから、環境影響評価項目として選定しない。」としている。しかしながら、埋め立てる廃棄物に有害物質が混入する可能性は否定できないことから、この点からも環境影響評価項目として選定しない理由を記載すること。

〈地形・地質〉

- (1) 対象事業実施区域の地形は、既存の処分場への廃棄物埋立により建設当時に比べて大きく変化しており、また、既存の処分場では廃棄物層との境界に地下水位が存在するなど、処分場内の地下水の状況も建設当時と大きく変化している。そのような中で、今回の拡張事業は、既存の処分場の東側に拡張するとともに、一部は既存の処分場の上にさらに埋立を行うものであることから、今回の処分場拡張に伴う構造物の安定計算を行い、安全な埋立形状であることを確認するとともに、その結果について記載すること。

[動物・植物・生態系]

〈全般的事項〉

(1) 「本町の歴史編纂委員会. 本町の歴史. 2006」を基に動植物に関する地域特性を記載しているが、天草地域には生息又は生育していない種についても方法書に記載されている。このため、当該資料の取扱いについて十分検討すること。

また、対象事業実施区域における資料として、当該資料の他にも参考とすべき資料があることから、これらの資料を参考に記載内容を再検討すること。

〈動物〉

(1) 昆虫類は一般的採取法で採集するとしているが、適宜、昆虫の特性に応じたより適切な採取法を採用するとともに、調査時期についても、冬季を含めより適した時期を選定すること。

(2) キシノウエトタテグモ、キノボリトタテグモ等といったクモ類の生息の可能性が考えられるが、これらは生息場所が特殊であるため、一般的採取法による採集及びルートセンサス法による調査ルートだけでは生息が確認できない可能性がある。そのため、これらの生息特性を踏まえ採取法及び調査地点を選定すること。

(3) 陸産貝類の調査期間として春季、夏季及び秋季の3季としているが、陸産貝類は降雨後に活動することから、調査日は小雨や降雨があった翌日に設定すること。

また、陸産貝類の生息場所は限定しており、ルートセンサス法による調査ルートだけでは生息の確認が十分でないことから、調査地内の自然状況を把握し、その結果を踏まえて調査区域を設定すること。

(4) 調査地域に接して池が見られるが、事業実施区域から200mの範囲にないことから調査地域としていない。水面は水生昆虫等の生息場であり、当該池にも生息の可能性が十分考えられることから、調査対象区域に入れる必要がないか検討すること。必要がないと判断された場合には、具体的な根拠とともに詳細に説明すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 事業実施区域の北側には住宅地が隣接していること、また、事業実施区域の西側には市道本渡栢宇土線が隣接しており市民によって生活道路として利用されていることから、市道本渡栢宇土線からの事業実施中の眺めを中心に近距離の生活圏からの景観についても、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 主要な眺望点の利用状況について、春季及び秋季を調査・予測対象時期としているが、冬季は草類が茂っておらず見通しが利きやすいことから、冬季についても調査を実施すること。